

様式第2号（第3条関係）

誓約書

取手市学校給食用物資納入業者として、下記の事項を遵守することを誓約します。

- 1 安全な物資の納入に万全を期すること。
- 2 納入物資の品名及び規格、数量、日時及び場所等は、物資を納入する学校又は学校給食センター（以下「学校等」という。）の指示に従うこと。
- 3 物資の納入の際、調理従事者の検収を受け、規格外のもの、量目の不正確なもの、衛生上不適当なもの等は、調理従事者及び栄養士の指示により、直ちに補充し、又は交換して、再検収を受けること。
- 4 学校等に対して著しく損害を与え、若しくは学校給食の実施に支障を生じさせた場合又はそれらのおそれがある場合、これに対する補償措置又は予防措置を速やかに講じること。
- 5 工場設備及び従業員の衛生及び健康管理に万全を期すること。
- 6 食品営業許可取得業者及び教育委員会が必要と認める者にあつては、赤痢、サルモネラ菌及びO-157の検便検査を年3回以上実施すること。また、毎年5月、9月及び1月の末日までに、直近の検査結果の写しを教育委員会に提出すること。
- 7 取手市が必要と認めた場合、工場、事業所等施設設備に対する現地確認に協力すること。
- 8 代表者変更等、申請事項等に変更があつたときは、遅滞なく取手市学校給食用物資納入業者登録変更届出書（様式第4号）により取手市教育委員会へ届け出ること。
- 9 献立の変更や給食日の中止等により、発注済物資の量に変更又は取消しになつても、その損害の申立ては行わないこと。
- 10 上記のほか、学校給食運営上の必要な指示に従うとともに、関係法規及び取手市学校給食用物資納入業者登録に関する要綱の規定に違反する場合、又はこの誓約に反する行為により学校給食用物資納入業者の取消しを受けても、これに伴う損害の請求その他異議の申立ては一切行わないこと。

年 月 日

取手市教育委員会教育長 殿

住 所
商 号
又は名称
代表者名